

五島市子育てサービス利用者支援事業（基本型）業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

五島市では、少子高齢化が進み、地域における子育て世帯への支援の力が低下する中、家庭問題の複雑化が進み、支援を必要とする家庭は年々増加している。

本事業は、子育て世帯の身近な存在として様々な子育て支援情報提供の一元化を図り、行政で把握できていない悩みや困りごとを拾い上げ、行政や関係機関との情報共有、連携を強化していくことで、子育てに関する問題の解消、潜在化の防止を目的とする。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその他の世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止め方や関係機関との協働による世帯全体への必要な支援を行うものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 五島市子育てサービス利用者支援事業（基本型）業務委託
- (2) 業務内容 別添「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
※契約は本契約に係る予算の配当があること、及び履行実績が良好であることを条件とし、令和8年度から令和10年度までについて、新たに契約を結ぶことを認める。
※契約期間中であっても、国の制度変更により委託内容を変更する場合がある。
- (4) 履行場所 五島市福江総合福祉保健センター2階 研修室
- (5) 提案上限額 9,337,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格要件

プロポーザルに参加することができる団体（以下「参加団体」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 五島市内で活動する次のア又はイのいずれかに該当する法人である者
 - ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (2) 次のア及びイに該当する者
 - ア 五島市の子育て支援施策について、目的等を十分に理解し、市あるいは地域との連携をもって子育て支援の取り組みを継続して実施する者
 - イ 次に掲げる書類を、参加表明書の提出期限までに提出し、市長からプロポーザルの参加資格を有することの確認を受けた者

- (ア) 申込日前3月以内に発行された履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - (イ) 申込日前3月以内に発行された次に掲げる税の滞納のない証明書
 - a 五島市市民生活部税務課において発行する法人市民税の納税証明
 - b 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書
 - (ウ) 暴力団等排除に関する誓約書
 - (エ) その他参加資格を確認するに当たって必要となる書類
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (4) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者
- (5) 役員に次の各号に該当する者がいない者
- ア 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による更生手続き開始の申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）のいずれにも該当しない者
- (7) 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ又は同号ロに掲げる団体に該当しない者
- (8) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年五島市告示第156号）第3条に規定する排除措置を受けていない者

4 実施要領の取得の方法並びに交付の期間及び場所

実施要領は五島市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、事前に担当課に連絡があった場合に限り、次に掲げる交付期間及び交付場所において、書面により交付するものとする。

(1) 実施要領の交付期間

公告日から令和7年2月17日（月）までの期間（五島市の休日を定める条例（平成16年五島市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から17時まで。ただし、2月17日（月）は16時まで。

(2) 実施要領の交付場所

五島市三尾野一丁目7番1号 福江総合福祉保健センター3階

五島市福祉保健部こども未来課子育て支援班（電話：0959-74-5831）

5 参加表明書の提出の期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和7年2月17日（月）17時必着（郵送により提出する場合は、出期限内に担当課に到達しているものに限り受け付ける。）

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加表明書（実施要領様式第1号）を作成し、持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により担当課に提出しなければならない。電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

6 提案書等の提出要請等

参加資格を有することを確認することができた者については、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（以下「通知書」という。）によりその旨を通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書（実施要領様式第4号）及び必要書類（以下「提案書等」という。）の提出を要請する。

なお、参加資格を有することを確認することができなかった者については、その旨及びその理由を通知書により通知する。

通知予定日 令和7年2月18日（火）

7 スケジュール

公募開始（公告）	令和7年2月 7日（金）
参加表明書の提出期限	令和7年2月17日（月）17時 [必着]
質問書の提出期限	令和7年2月17日（月）17時 [必着]
参加資格確認通知書送付	令和7年2月18日（火）
質問書への回答	令和7年2月20日（木）までに回答及び五島市HPへ掲載
提案書等の提出期限	令和7年2月25日（火）17時 [必着]
審査（プレゼンテーション審査） （対面又はWEB）	令和7年2月28日（金） [予定]
審査・選定結果通知	令和7年3月3日（月） [予定]
契約締結	令和7年4月1日（火） [予定]

8 実施要領及び業務委託仕様書に対する質問・回答に関する事項

(1) 質問の方法

実施要領及び業務仕様書（以下「仕様書等」という。）に対する質問がある場合

は、質問書（実施要領様式第3号）に質問事項を記載の上、電子メール又はFAXにより質問書送信先に送信すること。あわせて、質問書を送信した旨を電話により担当課へ連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話、口頭等による照会には応じないので留意すること。

(2) 実施要領等に対する質問の提出期限

令和7年2月17日（月）17時必着

(3) 質問書送信先

五島市福祉保健部こども未来課子育て支援班

E-mail:kodomo@city.goto.lg.jp

FAX:0959-74-5832

(4) 質問に対する回答

提出された質問書については、令和7年2月20日（木）17時までに、質問者に対して電子メール又はFAXで回答するとともに、同日以後五島市ホームページに掲載し、閲覧に供する。この場合において、質問者名は公表しない。ただし、質問の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関係する場合は、五島市ホームページには掲載しない。また、質問の内容によっては、回答を控える場合がある。

9 提案書等の提出の期限、場所及び方法

(1) 提案書等の提出期限

令和7年2月25日（火）17時必着（提出期限内に担当課に到達していること。）

(2) 提案書等の提出場所及び提出方法

担当課に持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。

(3) 提出書類

ア 提案書（様式第4号）

イ 五島市子育てサービス利用者支援事業（基本型）実施計画書（実施要領様式第5号）

記載及び提案内容は、五島市子育てサービス利用者支援事業（基本型）業務委託仕様書をふまえて、様式の項目に従って、それぞれの考え方及びその具体的な方法（内容）について記載してください。

ウ 実施スケジュール（任意様式）

エ 法人の概要（任意様式）既存のパンフレットで可

オ 提案内容に即した見積書（任意様式：積算内訳を記載したもの）

カ 定款（押印のあるもの）

キ 直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）

- (4) 提出部数 6部（正本1部、副本5部。A4サイズに統一、両面印刷）

1.0 審査に係る事項

(1) 審査方法

ア 提案書及びプレゼンテーションを基にあらかじめ設定した審査基準に沿って、審査員が評価・採点を行い、総評価点が最高点の者を委託候補者とする。

イ 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を委託候補者とする。

ウ 提案者が1者のみの場合は、各審査員の評価点の合計が満点の60点以上の評価を得た場合に、当該応募者を委託候補者とする。60点未満の場合には再度、公募を実施する。

(2) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、提案内容の説明20分間、質疑応答10分間を基本として参加者ごとに行います。

なお、プロジェクター等を使用する場合は、事前にご連絡ください。

(3) プレゼンテーション予定日：令和7年2月28日（金）

日時、留意事項等の詳細については、別途、プレゼンテーション予定表にて通知する。プレゼンテーションの方式は、参加者の希望に応じて対面またはWEB会議システムを使用した方式とする。WEB会議システムを使用する場合は、プレゼンテーションの数日前に五島市からURLを送付し、事前に接続テストを行ったうえで実施する。

1.1 受託候補者の選定

- (1) プロポーザル選定委員会は、提出された提案書及びプレゼンテーションを次に定める基準に基づき評価し、評価の結果を基に、受託候補者を選定する。

[評価基準]

審査項目	評価基準	配点
実施体制等	①本業務に対する熱意がある。	10
	②事業の実施にあたり必要な実施体制、人員、連絡体制等が確保されている。	10
	③業務に対する資格又は実務経験を有している。	15
	④子育て支援事業について、有意な実績を有している。	10
提案書の内容等	⑤利用者との信頼関係を築くための取り組みや情報提供を行うための方策が具体的である。	10
	⑥こども家庭センターとの連携・支援体制づくりのための具体的方策が効果的かつ妥当である。	10
	⑦地域の子育て支援について、地域との連携や利用	10

	者への適切な支援を行うための効果的な提案である。	
	⑧提案者自身の強み・特性が本事業の実施において、さらにサービス向上を図れる要素がある。	15
業務コスト	⑨見積金額の積算根拠は妥当である。	10

(2) 選定又は非選定の通知

選定又は非選定の結果は、全ての提案者に対し、令和7年2月28日（金）（予定）に通知する。

(3) 評価結果の公表

評価結果は、五島市ホームページ及び五島市役所行政資料室に掲載する方法により公表する。

(4) 業務委託契約

市は、選定された受託候補者と五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）に基づき業務委託契約を締結する。なお、契約内容については、提案内容を基に決定する。契約締結にあたっては、提案時に参考見積りを徴取している場合であっても、改めて本見積書を徴取する。

1.2 契約書作成の要否：要

1.3 年度開始前準備行為

本プロポーザルについては、令和7年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には、当該契約予定者と令和7年4月1日に契約を行うこととなります。

なお、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約は行いません。この場合、本プロポーザルに要したすべての費用について五島市に請求することができず、本プロポーザルの参加者の負担となりますのでご注意ください。

1.4 その他

- (1) プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとする。
- (2) 提出期限までに参加表明書が担当課に到達しなかった者及び参加資格を有することを確認することができなかった者については、提案書等を提出することができないものとする。
- (3) 参加表明書及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書等は、提案者に無断で参加資格の確認及び受託候補者の選定の事務以外に使用しない。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書等の差替え及び再提出は認めない。

(7) 次のア及びイに該当する場合は、以後の参加資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

ア 参加資格を満たさないこととなった場合

イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

(8) 成果物に関する権利は、受託候補者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

(9) 受託候補者は、受託業務を実施する場合には、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。

また、業務委託契約終了後においても、受託業務に関し知り得た情報を一切漏洩してはならない。

1.5 担当課

〒853-0064

五島市三尾野一丁目7番1号 福江総合福祉保健センター3階

五島市福祉保健部こども未来課子育て支援班

電話 0959-74-5831

FAX 0959-74-5832

E-mail kodomo@city.goto.lg.jp